

## 砂村新左エ門の出身地について

山 内 和 子\*

### Historical Materials on the Birthplace of Shinzaemon Sunamura, Constructor of the New Rice Paddies at Uchikawa-shinden

(With 3 figures)

Kazuko YAMAUCHI\*

内川新田の開発者である砂村新左エ門については、現在あまり詳しいことは知るよしもないのである。まして新左エ門の出身地となると、新編相模国風土記稿が伝える「摂津大阪上福島の人」ということが定説となっているようである。がここに、上福島出身であるということのを改めねばならない史料が発見されたので紹介したいと思う。

昭和40年1月中旬筆者の伯父福井県鯖江市前教育長高橋亮三所蔵するところの越前藩「御家御代々記」別名片壘記異本の中の三代忠昌公——法名を、隆芳院殿前参議郭翁貞真大居士——の末尾に記された史料によるのである。

この片壘記は元文2年(1737)に編されて越前藩の史書として広く読まれているものである。次に片壘記異本に記されている出身地についてみたいと思う。

一 鎌倉に御屋鋪一ヶ所御立山一ヶ所所有之候鎌倉よりは七里斗り有之鎌倉郡之内川砂村と申所よて当御代に元祖新左エ門と申者指上候子孫新三郎新四郎両家に分れ罷在候而新田三千石之致支配 御代官所=候新左エ門は越前砂畑村之者=テ三国へ罷出唯今木場と申も此新左エ門筑立候由其後黒舟運上請負仕三国は妻腹之倅へとらせ大阪に数年罷在候処黒船運上相止申故願申上諸国に新田を見立江戸近=而も夥数新田取立今干支配仕毎年江戸へ罷出上納申候本庄筋新地筑地多致大名中方々へ差上御家にも干今在之候其辺炮録新田ト申候然共何之御用=不相立海之中に先年迄ハ傍示杭在之候段々筑地=成申積之処波之模様ちがい 結句浜かけ湖入等に成申候御屋敷は小砂之浜=而小松所々=有之松も生立申様子=而無く畑杯=も成不申何之御用にも不相立二丁四方斗リハ在之間敷相見得候地境は相見へ申由其辺登之所有之灰砂原=候御立山ハ元来酒井讃岐守殿領分佐原村之山を永請之様に致置候を指上数十年下刈杯の余斗を以本錢八百文ツム佐原村名主九郎左エ門へ相渡し年々請取手形を取置申趣=候近年本錢六貫百二十四文=而買居=致其代銀九郎左衛門請取手形有之候山の名ハ廉山ト申八反有之由何茂請取之手形諸書物=も松平兵部大輔様御立山預り主新三郎新四郎ト兩人も認遣し九郎左エ門も認遣申躰

右之趣は享保八亥年江戸へ罷歸り候役人へ御家老中被仰渡数十年之儀候得ハ兩人致押領我物よ致取扱申趣=候処致見分相考可申旨次=御立山を金子指出し請負切申度ト江戸町人願申儀も有之候左様=被仰付候而も指支申事も無之哉又右兩人へ申付為伏候而金子之分量も承可申由御謝届等も被成方有之候哉旁彼地へ罷越暫致逗留吟味可申由=而罷越候処中々押領之躰曾而無之仮初=も小百姓共々御山御屋敷と申習右請書付=も右之通り有之候御屋敷=ハ切申松も無之候御山=も松丸太七百本程可有由兩人申候兩人へ請負候而金子も可指上哉申渡候処兎角人夫多掛り申故金子之儀指上候事ハ少分之儀=候然共江戸=而御買上被成積に而人夫御雇為御伐運賃=而御取寄被成候ハ、少々御徳用可有之積り惣木七百本之儀其上跡へ苗木杯為植候得ハ猶以御入用多懸り申事=候万一江戸町人へ被仰付候而ハ数代支配被仰付候処迷惑至極被存候間少々之損失ハ不苦兩人へ被仰付候様=と願書指出則江戸へも申達御国=而も委細申達候諸書付写も差出

\* 横須賀市立桜台中学校

候尤願状も指出し申処兩人数年神明なる仕方之由＝而御立山為御切候事ハ相止申候右兩人毎々江戸へ罷出上納其外御大名方へも其類有之近年迄毎年江戸御屋敷へ罷出相応＝御取扱有之候其後御承知無之躰之御取扱＝付近年ハ不罷出由申候相考し＝先年ハ定府役人有之能存候＝付取扱申候

近年は老年詰之者斗故鎌倉＝御立山有之ト申事も志可志可不存躰故ト存候為伏候＝付而ハ御断之儀兩人も決而不及事＝候得共名主方へ参り可承由申候而九郎左エ門へ右の段申候得バ幸代官中嶋長右エ門浦之郷＝居申用事有之参り候而右委細可申請由聞候ハ翌日兩人＝九郎左エ門申候ハ御立山為御伐可被成由＝候御断被仰ニハ及まじきやと長右エ門へ承候へバ急度御断りに者不及候達候趣致承知居候間御勝手次第御伐被成候而不苦段新三郎新四郎へ申候様ニト長右エ門申候由右御立山一ヶ所御屋敷一ヶ所ハ新左エ門新田仕立申ニル隆芳院様御金拝借仕其代ニ両所指上候様＝及承候元来殊の外蒙御意を御書も被下所持仕候得共中古居宅致焼失候節失ひ申由兩人申候其後旧記御買上被成候ト相見へ代金請取証文＝御屋敷山之儀委細書入たる留帳有之候右拝借金を以てたて次申候哉

- 一 鎌倉御屋敷并御立山隆芳院被召上候様子砂村之者共申しニル隆芳院様御代夜話＝記し其後旧記ヲ見申処

大安院様御代々年号ニも其写大概

御屋輔七拾壱間四方 西ハ田境 東北南境目杭

代金五拾兩

兩人判

付箋

付箋

寛文二寅極月廿六日

砂村新左エ門判  
新右エ門判

寛文三卯年正月廿五日永代売券状写右薪可仕と買置候を就御用買取＝而指上御預ケ被成候由文言有之尤木数も記

- 一 今度御立山之儀江戸町人請申度段願申達＝付私共兩人も願存候ハ、願可申上由被仰渡候代銀相積り可奉願儀＝候得共町人申積り金と過分＝不足仕候得共御預ケ蒙申様存念之様＝可被思召ト相積り難指上ト奉存候代々御預ケ被成候私共罷在候而外々之者請申候而ハ外分ト申迷惑仕候間少々之損分＝御座候ハ、私共へ被仰付候様＝奉願候儀＝御座候右之趣御代々相勤申者之儀＝御座候間御簡被成下候様奉願上候以上

享保八年卯四月

相州三浦郡内川砂村新田

新三郎判

新四郎判

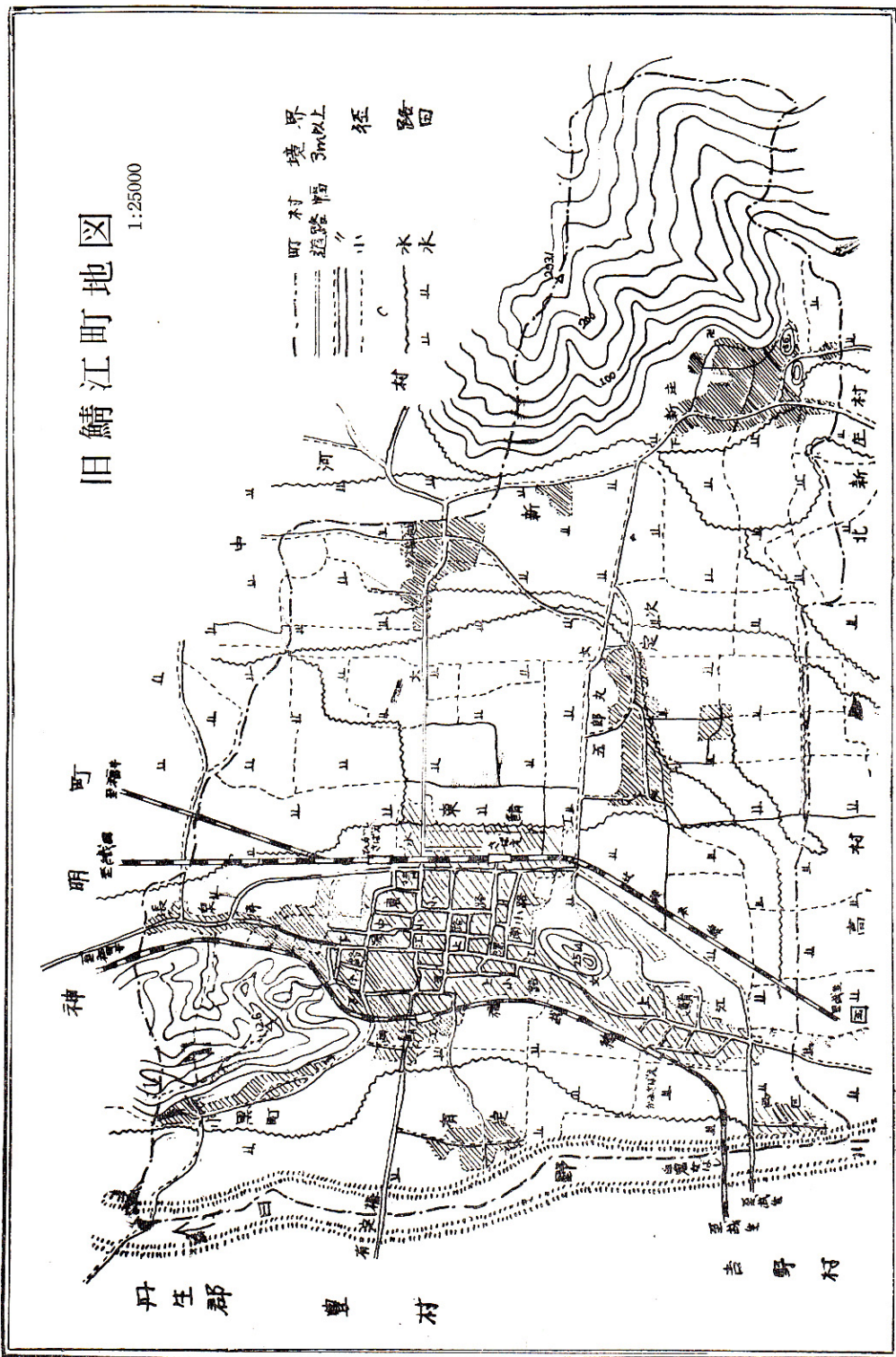
伊藤作右エ門様

右願書御国へ持参芦田右エ門、狛伊勢、本多修理列座鈴木忠左エ門指添出＝御座所＝右之段＝委ク申達候然ル処右願書請書付忠左エ門手前＝指置候ヤ其後有所不知江戸詰番之奉行留森儀右エ門方へハ右之品々不残写指越候処江戸にも右書付写し無之由右願書末代之証拠＝可罷成＝候処おしき事と申候此等之趣＝而致押領我物＝致ハ不審

以下欠

新左エ門は越前砂畑村の者といわれている。この砂畑村については、現在鯖江市内にあり新地区として、合併前には新横江村として今立郡新横江村の東北に位置して新村といったといわれているのである。福井県郷土史家齋藤三郎兵衛氏による「ふるさと歴史」の中に「其の頃は越前上領に分れ、上領は木村常陸守、下領は福井藩家老長谷部藤五郎であった。下新庄は上領、横越は下領に





第 3 図

属して居ったが、此の両村の間に砂河原があって葦が生い茂り、通行も困難し、土地も荒廃して居ったのを、前記竜田の子が長谷部藤五郎に願ひ出て、この砂河原一面を貰い下げ領主より新村と云う名を付けて貰った。而して新兵エと云う名も貰ったそうである。従って此村を砂島村とも云った。福岡家に伝わる太閤検地の記録によれば、砂島村新兵エとあり此村の地高百八十石は全部新兵エの私有となっている」とある。地図参照。

砂村新左エ門が、福井三代の信任を得て、お金を拝借し、新田開発を行ったことは、砂畑村の福岡新兵エと福井藩との関係からすれば、新左エ門との関係も知れようと思うのである。そして、黒舟運上請負をしていた大阪一撰津国上福島一人となったことは関東と関西という、距離的な差を強く感じさせるものである。

撰津国上福島の人であることを伝えている「新編相模風土記」は凡例にも書かれている「文化七年地誌編修の命ありて、天保元年に至り、武蔵国風土記稿を成し繕写上進す、繼て相模国地誌編纂の命ありて両局を開き稿を起す、今茲天保十二年辛丑に至て其稿成る」といわれるように、年代的には新しいものである。三浦郡の稿は「天保五年に稿成る」といい、今から142年前のことである。新田が完成した寛文7年からすると155年後である。このように距離的な差や時代の流れ、それに加えて、史料の焼失ということなどが原因して、砂村新左エ門の出身地に関する記録が誤り伝えられたものと思うのである。